(b)　「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行予定額のうちの未発行額の一部を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c)　「残額」欄には、発行予定額から、訂正発行登録書の提出により未発行額の一部を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額（発行価額又は売出価額の総額の合計額をいう。b(c)において同じ。）を差し引いた金額を記載すること。

b　発行登録書に「発行残高の上限」を記載した場合には、「発行残高の上限を記載した場合」の欄を設けて、以下のとおり記載すること。

(a)　「番号」欄には、a(a)に準じて記載すること。

(b)　「減額」欄には、訂正発行登録書の提出により、発行登録書に記載された発行残高の上限を減額した場合における当該訂正発行登録書の提出日及び減額した金額を記載すること。

(c)　「残高」欄には、発行残高の上限から、訂正発行登録書の提出により発行残高の上限を減額した場合における当該減額された金額及びこれまでの募集又は売出しの実績の合計額を差し引き、既に償還された分の償還金額の総額を加算した金額を記載すること。

(d)　今回発行登録により募集を行う特定外国資産流動化証券の形態が外国特定社債券である場合には、「残高」欄の欄外に、発行登録書の提出日前に募集により発行された外国特定社債券のうちこの発行登録追補書類の提出日から「発行登録書の内容」の有効期限までの間に償還が予定される外国特定社債券の償還期日及び償還額を記載すること。

(6)　縦覧に供する場所

公衆の縦覧に供する金融商品取引所又は認可金融商品取引業協会について記載すること。

(7)　参照情報

a　臨時報告書又は外国会社臨時報告書が参照書類に含まれている場合には、その提出理由について、第29条第２項各号のうちいずれの規定に基づいて提出したのかを付記すること。

b　訂正報告書が参照書類に含まれている場合には、当該訂正報告書が、いずれの訂正報告書であるのかを付記すること。

(8)　参照書類の補完情報

a　参照書類が外国会社報告書及びその補足書類である場合には、これらの書類に記載されている事項のうち、第八号の三様式のうち提出者が公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものと認める項目（第27条の３第３項第３号に掲げる項目以外の項目に限る。）に記載すべき事項に相当する事項の日本語による翻訳文を記載すること。

b　参照書類に外国会社報告書及びその補足書類の訂正報告書並びに外国会社半期報告書及びその補足書類並びにこれらの書類の訂正報告書が含まれる場合にあっては、aに準じて記載すること。

第二十三号様式

【表紙】

【発行登録通知書番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【提出書類】　発行登録通知書

【提出先】　関東財務局長

【提出日】　平成　　年　　月　　日

【発行者名】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【代表者の役職氏名】(1)　＿＿＿＿＿＿＿＿

【本店の所在の場所】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【事務連絡者氏名】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【電話番号】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券に係る投資法人の名称】　＿＿＿＿＿＿＿＿

【発行登録の対象とした募集（売出）内国投資証券の形態】(2)　＿＿＿＿＿＿＿＿

【今回の募集（売出）金額】(3)

【発行登録書の内容】(4)

(1)【提出日】

(2)【効力発生日】

(3)【有効期限】

(4)【発行登録番号】

(5)【発行予定額又は発行残高の上限】

【これまでの募集（売出）実績】(5)

（発行予定額を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			減額総額（円）	

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額）　＿＿＿＿＿＿＿＿円

（発行残高の上限を記載した場合）

番号	提出年月日	募集（売出）金額（円）	償還年月日	償還金額（円）	減額による訂正年月日	減額金額（円）
実績合計額（円）			償還総額（円）		減額総額（円）	

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額）　＿＿＿＿＿＿＿＿円

【安定操作に関する事項】

【縦覧に供する場所】　名称

（所在地）

第１【募集（売出）要項】

１【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

(1)【投資法人の名称】

(2)【内国投資証券の形態等】

(3)【発行（売出）数】

(4)【発行（売出）価額の総額】

(5)【発行（売出）価格】